

○智頭町不妊治療費助成金交付要綱

(平成 24 年 9 月 25 日要綱第 202 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日要綱第 198 号 平成 25 年 8 月 1 日要綱第 208 号

平成 26 年 3 月 31 日要綱第 95 号 平成 28 年 3 月 22 日要綱第 87 号

平成 28 年 4 月 4 日要綱第 147 号 一年一月一日要綱第一号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、智頭町補助金等交付規則（昭和 48 年智頭町規則第 8 号。以下「規則」という。）に基づき、智頭町不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本助成金は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を除く。以下「特定不妊治療」という。）、並びに人工授精に要する経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策及び次世代育成の推進に寄与することを目的として交付する。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 鳥取県不妊治療費助成金交付要綱（平成 28 年 3 月 31 日付第 201600002249 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「県要綱」という。）第 6 条の規定により鳥取市長に申請し特定不妊治療費助成金又は人工授精助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を受けた者

(2) 助成金の交付申請時において、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が 1 年以上智頭町内に住所を有している者

(3) 本人及び世帯員に町税等の未納がない者

(助成金の額及び助成期間)

第 4 条 町は、第 2 条の目的の達成に資するために、次の助成金を交付する。

(1) 特定不妊治療費助成金

ア 次の表の①、②及び④にあつては、年間助成回数及び通算年度を制限しない。

イ 次の表の③にあつては、妻の年齢について制限しない。又年間助成回数及び通算助成回数についても制限しないが、通算年度は本助成金を受けてから通算 5 年度までとし、助成金の交付年度は県助成金の支給年度と同一年度とする。

区分	助成回数	助成金額
①初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満	助成金の申請を行う治療の開始日時点における妻の年齢が 43 歳に到達するまでに、通算 6 回まで	1 回の治療につき特定不妊治療に要した費用（県要綱別表 1-1 第 2 欄に掲げる治療に要した費用（ただし、男性不妊治療に要した費用は除く。）をいう。以下同じ。）の総額から県助成金の支給額を差し引いた額、又は次に定める金額のいずれか低い額

②初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上43歳未満	助成金の申請を行う治療の開始日時点における妻の年齢が43歳に到達するまでに、通算3回まで	ア 新鮮胚移植を実施した場合、凍結胚移植を実施した場合、体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合、受精できなかった場合又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常授精等により中止した場合は17万5千円 イ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合、又は採卵したが卵が得られない場合、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は、8万7千5百円
③平成27年度までに本助成金の支給を受けた場合であって、①又は②に定める助成回数を超える場合又は治療開始日時点における妻の年齢が43歳以上	助成回数は制限しないが、本助成金を受けてから通算5年度まで	特定不妊治療に要した費用又は7万8千円のいずれか低い額
④平成28年度以降に新規で本助成金の支給を受ける場合であって、①又は②に定める助成回数を超える場合	初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合、通算6回まで。 初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合、通算3回まで。	

(2) 人工授精助成金

ア 人工授精に係る助成金の額は、年度内に人工授精に要した費用（県要綱第3条第2項第2号に規定する人工授精に要した費用をいう。）の総額から県助成金の支給額を差し引いた額、又は5万円のいずれか低い額とし、1年度あたり助成金額上限10万円とする。

イ 通算2年度まで助成する。助成金の交付年度は県助成金の支給年度と同一年度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定に基づく助成金の交付の申請は、助成金の交付を受けようとする不妊治療1回ごとに、県要綱第6条の規定に基づく当該不妊治療に係る申請に対し、鳥取市長が発行する県助成金の交付決定及び額の確定通知（以下「鳥取市交付決定通知」という。）が交付された日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、2月1日から3月31日までの間に鳥取市交付決定通知がなされた場合は、翌年度の5月31日まで申請できるものとする。この場合において、前条の規定により助成金の額及び助成の回数を算定するときは、鳥取市交付決定通知がなされた日の属する年度とみなして算定するものとする。

2 本助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類をもって、町長に申請しなければならない。

(1) 特定不妊治療に係るもの

- ア 特定不妊治療助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- イ 特定不妊治療費助成金に係る鳥取市交付決定通知の写し
- ウ 特定不妊治療受診証明書の写し
- エ 特定不妊治療に係る領収書の写し

(2) 人工授精に係るもの

- ア 人工授精助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- イ 人工授精助成金に係る鳥取市交付決定通知の写し
- ウ 人工授精助成事業受診証明書の写し
- エ 人工授精に係る領収書の写し

(交付決定及び助成金の交付)

第6条 町長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、その可否を決定し、智頭町不妊治療費助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他の不正な行為により助成金の交付を受けた者に対し、該当助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第8条 町長は、助成の状況を明確にするため、申請者の氏名、住所、助成額、助成開始年度等を記載した特定不妊治療費助成金交付台帳（様式第2号）、人工授精助成金交付台帳（様式第4号）を備え付けるものとする。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則(平成25年3月29日要綱第198号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則(平成25年8月1日要綱第208号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年7月1日以後に県助成金の交付申請を行った者に適用する。

附 則(平成26年3月31日要綱第95号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日要綱第 87 号)

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

附 則(平成 28 年 4 月 4 日要綱第 147 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 4 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の様式により作成した申請書等は、当分の間、改正後の要綱の様式により作成したものとして使用することができる。

附 則(一年一月一日要綱第一号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

智頭町特定不妊治療費助成金交付台帳
[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

人工授精助成金交付申請書兼請求書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

智頭町人工授精助成金交付台帳
[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

智頭町不妊治療費助成金交付決定(却下)通知書
[別紙参照]